

リース会計及びリース税制に関する一考察-機能的固定仮説について-

孔 炳 龍
ハリッグ・アハマッド

序

近年、会計基準は、投資者をはじめ多くの外部利害関係者に理解しやすいように¹、また、実質を明確に反映するように、改正されてきている傾向にあり、今後もその方向に向かっていくと思われる。本稿でとりあげる、近年におけるリース会計基準及びリース税制改正は、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買取引へ一本化するものであり、かような改正は、改正前のリース会計基準及びリース税制による投資者の誤りかねない投資意思決定行動を防止する意味合いがあると考えられる。本稿では、かような会計基準及び税制の改正によるリース会社の業績への影響の存否についての考察と共にその会計基準の改正の背後に、昨今、近代経済学に対して台頭しつつある、行動経済学において想定している、非合理的な経済人という人間像が、少なからず影響しているのではないかという視点から考察している。

1. リース会計基準改正前の会計処理と税制

井上によると、経済的実質を想定すると、ファイナンス・リース取引は売買取引や金融取引に類する面があり、これを一般の賃貸借取引と同様に取扱うと課税上の弊害が生じる場合がある。このため、従来から、一定条件を満たすリース取引については、賃貸借処理を認めないこととしていた²。

そこで、リース会計基準改正前について、井上に即して見てみることにしよう³。

リース会計基準改正前は、当時の旧証券取引法に基づいて連結財務諸表を提出す

¹ このような例として、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）などがある。

² 井上（2007，p. 136）。

³ 井上（2007，pp. 136-176）。

る会社、すなわち、上場企業や店頭登録企業等にリース会計基準は適用されていたが、一方、会社法に基づいて作成される計算書類に関しては、売買処理に係る事項については適用されていたが、リース会計基準そのものの適用はなかった。一方、リース税制はリース取引に係る課税上の弊害を防止する観点からすべての会社に適用されていた。

リース取引は、会計基準も税制も、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類して実務処理を定めている。

中でも、改正前リース会計基準では、ファイナンス・リース取引を所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引とに分けたうえで、後者の場合、売買処理を原則とし、注記を条件に例外的に貸借処理も認めていた所に特徴があった。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る判定基準として表1に①～③を例示していたが、これらは税務上も売買として取り扱うリース取引（割賦販売取引）である。

一方、税務上では所有権移転外ファイナンス・リース取引は貸借処理していたので、リース会計基準によって原則どおりに売買処理を適用する場合は、税務上の処理と異なるため、申告調整が必要であった。

ほとんどすべての企業が、リース会計基準改正前では、所有権移転外ファイナンス・リース取引を貸借取引にしており、注記で表していた背景には、このような会計と税制との不一致も大きな誘因となっていたのではないだろうか⁴。

また、効率的市場で想定している合理的な経済人ならば、注記を通じて、オンバランスされた場合と同様の、または、税制と同様の、どちらかの実質を正確に読み取り、合理的に意思決定をすると考えることができる。しかしながら、改正前のリース会計基準と税制の場合には、何が実質なのか問われることになっただろう⁵。

⁴ 改正前のリース会計基準では、茅根が述べているように、ほとんどすべての企業が、所有権移転外ファイナンス・リース取引を例外としての貸借処理をして、注記していた。詳しくは、茅根（1998）を参照されたい。茅根は、次のように述べている「開示実態を見ると、所有権移転ファイナンス・リースについての開示企業は見当たらず、所有権移転外ファイナンス・リースについても、調査した企業はすべて貸借処理を採用し、注記でリース情報を開示しているのみで、資本化処理をしている事例は見られないなど、図らずも基準の趣旨が尊重された結果となった。」（茅根，1998，p. 156）。

⁵ 会計と税制とで食い違う場合、企業の外部利害関係者である合理的な投資者（合理的な経済人）は、企業の将来キャッシュ・フローに注目している限り、税制に

またさらに、行動経済学で想定している非合理的な経済人ならば、その代表的な行動パターンとしてのヒューリスティクス（それは、非合理的な行動であり、「選択肢の探索と評価には時間と費用がかかるので、人間は簡便な問題解決法を用いて、最適ではなくても満足のできる選択肢の発見に努めるとした。この簡便な解決法をヒューリスティクス（heuristics）と呼ぶ。」⁶）を想定すると、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借取引とし、注記しても、オンバランスと同様の実質を正確に読むことは困難であったと考えられる⁷。すなわち、行動経済学で想定している非合理的な経済人の場合には、会計と税制とで異なる会計処理がなされていた場合、ヒューリスティクスによって、ともすれば誤った投資意思決定行動をとる可能性があったといえよう。その意味でも、リース会計基準改正前の両者の相違は大きな問題を孕んでいたと考えられる。

表1 改正前リース会計基準と税制

取引の分類		リース税制	リース会計基準
ファイナンス・リース取引 (解約不能+フルペイアウト)	所有権移転リース ① 譲渡条件付リース ② 割安購入選択権付リース ③ 特別仕様物件リース	売買処理	売買処理
	所有権移転外リース	賃貸借処理	原則：売買処理 例外：賃貸借処理
オペレーティング・リース取引 ⇒ファイナンス・リース取引以外		賃貸借処理	賃貸借処理

出所：井上（2007, p. 142）

ファイナンス・リースとは、資産の賃貸借で次の2つの要件を満たすものをいう。それらは、ノンキャンセラブル（中途解約不能）とフルペイアウトである。ノンキャンセラブルとは当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること、またはこれに準ずるものであることである。

投資意思決定が左右される側面は否定できない。しかしながら、税制が本来の実質を表しているならば、問題ないのであるが、そうでないときには問題が生じることになる。

⁶ 依田（2010, p. 19）。

⁷ ヒューリスティクスは、どの段階までの情報を入手して行動するかによって、結果が異なってくると思われる。ここでは、貸借対照表と損益計算書に計上されている数値のみで、注記を見落として、投資意思決定行動をする場合を想定している。ヒューリスティクスについては後述している。

またフルペイアウトとは当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものである。

また、ファイナンス・リース以外のオペレーティング・リース取引は、原則として賃貸借取引として取り扱う。

ノンキャンセラブルの要件についてであるが、井上によると、リース契約に解約禁止条項が明示されていなくても、事実上解約不能と認められる場合は、解約することができないものに準じるものとして、ノンキャンセラブルの中途解約不能の要件を満たしているという。例えば、次の諸ケースがこれに該当する⁸。

- ①事実上解約不能と認められるケースであるが、これは賃貸借契約上、解約禁止条項がない場合で、賃借人が解約違反をした場合または解約をするときに、賃借人が賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料総額の概ね全部（原則として90%以上）を支払うならば、中途解約不能に準ずるものとしてノンキャンセラブルの要件を満たす。

ここで、原則として90%以上とは、90%未満の場合でも、その契約条項の内容、商慣習等の実態を踏まえて、事実上契約不能と認められる場合も含むという主旨である。

- ②バージョンアップ条項があるケースであるが、これは賃貸借資産を更新するための解約で、解約に伴いより性能の高い機種または概ね同一の機種を同一の賃貸人から新たに賃借する場合は解約金の支払いを要しないが、それ以外の解約の場合には、未経過期間に対応するリース料総額（資産の処分ができた場合はその処分価額の全部または一部を控除した額）相当額を解約金とする条件が付された契約がある。このケースも中途契約不能に準ずるものとしてノンキャンセラブルの要件を満たす。

次にフルペイアウトの要件についてであるが、資産の使用に伴い生じる費用を実質的に負担すべきこととは、賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の合計額の概ね全部（原則として90%以上）とされていることをいう⁹。

ここでいう付随費用には、賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用が含まれている。また、原則と

⁸ 井上（2007，pp. 144-145）。

⁹ 井上（2007，pp. 145-146）。

して90%以上とは、90%未満の場合でも、その契約条項の内容、商慣習等の実態を踏まえて、賃借人が当該資産の使用に伴い生じる費用の概ね全額を実質的に負担していると認められる場合も含むという主旨である。

さて、ここでフルペイアウトの要件における概ね全部の判定についてであるが、概ね全部の判定に当たっては、上記の概ね90%以上という基準に加え、次の取扱いがある。

まず、賃貸人は、自動車や航空機のように中古市場がある賃貸借資産をリース期間終了後に第三者に売却し、投下資金の一部を回収することが可能である。こうした賃貸借資産に係るリース取引では、賃貸人は、その処分価額も考慮してリース料を算定し、賃借人に優先的に資産を購入する権利（購入選択権）を付与することで、リース料総額と購入選択権の価額の合計額をもって投下資金を回収することを予定している。ここで購入選択権の価額が中古市場価額（時価）に相当する金額であれば、選択権の行使が確実ではないため、賃貸人はリース料総額により投下資金の回収を予定することになる。したがってこの場合は購入選択権の価額をリース料総額に加算して概ね全部の判定をする必要はない。

一方、購入選択権の価額が中古市場価額より低い場合等、購入選択権の行使が確実と認められる場合は、権利行使により購入するときの価額をリース料総額に加算して、概ね全部の判定をする。なお、契約書等に購入価額の定めがないときは、残存価額相当額を購入価額とする。

また、契約等において、中途解約に伴いリース資産を処分する際、未経過期間に対応するリース料の額からリース資産の処分価額の全部または一部を控除した額を賃借人が解約金等として支払うこととする、いわゆる精算条項が付される場合がある¹⁰。

この場合は、その全部または一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算して、概ね全部の判定をすることになる。

ファイナンス・リースに該当するもののうち、次のいずれかに当てはまるものまたはこれらに準ずるものは、賃貸人から賃借人へのリース資産の引渡時にリース資産の売買があったものとして、各事業年度の計算をする。

(ア)リース期間終了時またはリース期間の中途において、リース資産が無償または名目的な対価の額で当該賃借人に譲渡されるもの。

¹⁰ 井上（2007，p.148）。

- (イ) 当該賃借人に対し、リース期間終了時またはリース期間の中途において、リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。
- (ウ) リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中、当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであるか、またはリース資産の識別が困難であると認められるもの。
- (エ) リース期間がリース資産の法定耐用年数に比べ相当の差異があり、当該賃借人または賃借人の法人税または所得税の負担を著しく軽減するもの。

上記(ア)～(ウ)は所有権移転ファイナンス・リース取引であるが、(エ)は必ずしも所有権移転ファイナンス・リース取引とは限らない。しかし課税上の弊害を是正する観点から(エ)について税務上は売買取引として取り扱ったのである¹¹。

2. リース会計基準改正後の会計処理と税制

平成19年改正前のリース会計基準では、日本のリース取引のほとんどを占める所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、一定の注記を条件に賃貸借処理を認めていた。このため、ほとんどの企業等がこの例外処理を行っていた。一方、平成19年改正前の税制では、リース取引を原則として資産の賃貸借と位置づけており、一定の要件に該当するものについてのみ、税務上のリース取引として売買取引または金融取引として取り扱っていた。この結果、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、実務上はほとんどの企業等が、会計上も税務上も賃貸借処理を行い、両者の処理は一致していた。

一方、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度から新しいリース会計基準及び適用指針(以下、「リース会計基準の改正」とする)が適用されるようになった。

¹¹ また、売買取引に準じるものとして次のとおりのケースが例示されている。すなわち、①リース期間終了後に無償と変わらない名目的な再リース料で再リースすることがリース契約上定められているリース取引、②賃借人に対しリース資産の取得資金の全部または一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、その資金をもって当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃借人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造となっているリース取引、③リース期間がリース資産の法定耐用年数に比べ相当の差異がない場合でも、残価を高く設定する等の方法によりそのリース取引が専ら賃借人のリース期間の前半における損失の計上を目的とするもの等、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引の3つである。詳しくは井上(2007, pp. 148-149)を参照されたい。

井上によると、日本の基準は、税法の逆基準性といわれるように、課税所得の計算の前提となる税務計算を規制するリース税制によって、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理が誘導される構造になっていた。

こうした構造下でリース会計基準が変更されても、税務上の取扱いが変わらない場合、借手にとっては、リース取引のメリットである事務処理の簡便性が損なわれ、また、会計処理と税務処理との不一致による多額の申告調整が常態的に生じる懸念がある。一方、貸手にとっても、リース会計基準の改正の適用に伴い利息相当額を利息法により計上する結果、収益の前倒し計上による課税面での負担の増加が懸念された。

さらに、井上によると新しいリース会計基準の改正を適用する法人とそうでない法人との間で課税所得の格差が生じ、課税負担の公平性が保持できない懸念もあったのである¹²。

このような前提のもとで、平成19年度税制改正により、リース会計基準の改正の適用を踏まえ、リース税制の改正もおこなわれた。その結果、税制上も、平成20年4月1日以後に締結するリース契約から、所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、原則すべて売買処理とすることとした¹³。

この結果、リース会計基準及びリース税制の改正のもとでも、会計と税務の処理は、原則として一致することとなった。

¹² 井上 (2007, p. 179)。

¹³ なお、平成20年4月1日時点で既存の契約は、改正前の税務の取扱いどおり、従前の賃貸借処理を継続してよいこととされている。

表2 リース会計基準の改正と税制

取引の分類		改正後リース税制	リース会計基準の改正
ファイナンス・リース取引 (解約不能+フルペイアウト)	所有権移転リース ① 譲渡条件付リース ② 割安購入選択権付リース ③ 特別仕様物件リース	売買取理	売買取理
	所有権移転外リース	売買取理	売買取理
オペレーティング・リース取引 ⇒ファイナンス・リース取引以外		賃貸借処理	賃貸借処理

出所：井上（2007，p.180）

そこで、リース会計基準改正後の会計処理を見てみよう。ファイナンス・リース取引の範囲は、改正前と改正後とで大きな変更はない。すなわち、ファイナンス・リース取引とは、資産の賃貸借のうち、ノンキャンセラブルとフルペイアウトの要件を満たすリース取引をいう。

また、ファイナンス・リース取引以外のオペレーティング・リース取引は、賃貸借処理とし、税務上も原則として賃貸借処理としている¹⁴。

リース会計基準改正前のリース税制では、税務上のリース取引は、一定要件を満たすものを除き原則として賃貸借取引とされていたのに対して、リース会計基準の改正後のリース税制では、金銭の貸借とされるリース取引を除き、税務上のリース取引そのものを売買取理としている。

ここで、所有権移転外ファイナンス・リース取引の定義をみてみよう。次のいずれかに該当するもの以外のものは、所有権移転外ファイナンス・リース取引であると定義される。

井上によると、これらの要件は、リース会計基準改正前における売買として取り扱う条件及びリース期間が法定耐用年数に比べ相当の差異があるリース取引の要件とほぼ同じ内容である¹⁵。

- (ア) リース期間終了時またはリース期間の中途において、そのリース取引に係る契約において定められているリース取引の目的とされている資産が無償または名目的な対価の額でそのリース取引に係る賃借人に譲渡されるもの。
- (イ) リース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了時またはリース期間の中

¹⁴ 井上（2007，p.181）。

¹⁵ 井上（2007，p.182）。

途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。

(ウ) 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、その目的資産がその使用可能期間中、そのリース取引にかかる賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること、またはその目的資産の識別が困難であると認められるもの。

(エ) リース期間が、法定耐用年数に比して相当短いもの。

このように、リース会計基準の改正後は、所有権移転外ファイナンス・リース取引が定義され、すべての税務上のファイナンス・リース取引について、原則として、賃貸人から賃借人へのリース資産の引渡しの際にそのリース資産の売買がおこなわれたものとして、各事業年度の計算をすることになる。

それでは、リース会計基準の改正後におけるフルペイアウトの判断基準は、どうであろうか。井上によると、フルペイアウトの判断基準については、リース期間に賃借人が支払うリース料の金額の合計額が、その資産の取得のために通常要する金額の概ね90%を超える場合には、資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされている場合に該当するとしており、90%基準自体は、従前の取扱いと変わらない。

ただし、リース会計基準改正前の税制では、所有権が移転するファイナンス・リース取引を除き、賃貸借処理が原則であったため、所有権移転外のファイナンス・リース取引においては、90%基準が売買処理すべきリース取引を判定する基準として機能することはなかった。しかし、リース会計基準の改正後においては、フルペイアウトの判定に基づき、売買処理すべきリース取引の判断をおこなうことになる¹⁶。

ここで、リース会計基準改正後における借手および貸手の取扱いに関する基本的な考え方をみてみよう。借手については、リース取引で引渡しを受けた資産を売買により取得した資産とみなすことによって、借入金による取得と同様の取扱いとなる。このため、取得資産については取得資産の、支払利息については支払利息の、それぞれに対する法人税法の諸規定が適用される。

一方、貸手については、リース税制改正は長期割賦販売等で資産を譲渡したのものとして位置づけ、新会計基準等を適用した場合の貸手の会計処理とは異なる処理が認められる。

¹⁶ 井上 (2007, p. 183)。

平成19年度税制改正に伴うリース税制改正に当たり、所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、納税者の事務負担軽減に考慮しつつ、取引の経済的実態を適切に反映する方向で検討がおこなわれた。その結果、借手にはリースの簡便性を維持するとともに取引の経済的実態を反映する観点から、会計に沿った税制上の処理を認め、また、貸手には課税の影響を最小限とするための措置を講じた¹⁷。

すなわち、借手側では、リース会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理として計上し、そのことによって生じる会計上の費用をそのまま税務上の損金として認めることにしている。

会計に沿った税制上の処理を柔軟に認めることでリースの簡便性を維持することが借手側の改正の主旨である。

リース会計基準の改正後の税制改正では、リース会計基準の改正とは異なり、すべての所有権移転外ファイナンス・リース取引について売買があったものとして取り扱い、借手に賃貸借処理を認める例外的な取り扱いはない。しかし、借手が賃借料として損金経理していたとしても、その金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるとされるため、リース料がリース期間の経過に比例して発生するものであれば、会計上賃貸借処理をした場合でも、原則として申告調整は不要となる。

所有権移転外リース取引に該当する取引をおこなった場合、リース資産が貸手から借手に引き渡された時点でそのリース資産の売買がおこなわれたものとして取り扱う。このため、借手がリース資産を保有するものとして、リース期間定額法によ

¹⁷ 以下の措置が講じられた。井上（2007，pp. 184-185）を参照されたい。

- ① 所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買取引とみなす。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法とする。なお、賃借人が賃借料と経理した場合においても償却として取り扱う。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人について、リース料総額から原価を控除した金額のうち、受取利息と認められる部分の金額を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができる。
- ④ 平成20年3月31日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産については、翌4月1日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できる。
- ⑤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においても、これを償却費として取り扱うこと、その他所要の規定の整備をおこなう。

り減価償却費を計上する¹⁸。

井上によると、所有権移転ファイナンス・リース取引では、リース期間定額法を適用できないため、通常の減価償却資産と同様、法定耐用年数に基づき当該リース資産に係る減価償却限度額を計算している¹⁹。

ここで、リース資産の取得価額の取り扱いをみてみよう。リース資産の取得価額についての以下の取り扱いはリース会計基準改正前の税制と特に変わりはない。

(a) 原則は、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額である。

(b) ただし、リース契約書等によりリース料の額の合計額のうち、貸手におけるリース

資産の取得価額からなる部分が区分できる場合は、当該金額である。

これまで示したように、リース料総額の合計額ではなく、契約等により区分された取得価額からなる部分をリース資産の取得価額とする場合には、リース料総額の合計額とリース資産の取得価額との差額は、支払利息相当額として損金に算入する。この場合、当該差額はリース期間の経過に応じて損金算入する。

3. リース会計のこれまでの方向性

3-1. リース会計基準改正の影響

ここでは、野村にしたがって、日本のリース取引の特徴を見ていく²⁰。リース事業協会の資料に基づけば、主要国のリース市場規模と民間設備投資全体におけるリースの割合は、表3のようになる²¹。

¹⁸ リース期間定額法とは、次の式によって計算する。

$$\text{償却限度額} = \text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{当該事業年度におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

詳しくは、井上（2007，p. 188）を参照されたい。

¹⁹ 井上（2007，p. 188）。

²⁰ 野村（2006，p. 1915）。

²¹ 野村（2006，p. 1915）。

表3 主要国のリース市場規模と民間設備全体におけるリースの割合

国	リース市場規模	民間設備投資全体におけるリースの割合
米国	20,08億ドル	31%
日本	620億ドル	9%
ドイツ	400億ドル	17%
フランス	200億ドル	19%
英国	200億ドル	13%

出所:野村(2006, p.1915)を参考にして作成

日本は市場規模では世界第二位とはいえ、民間設備投資全体に占める比率はまだまだ低い。また、野村によると、EU 諸国全体を合わせると、日本を凌ぐ市場規模となっていることがわかる²²。

一方、日本のリース資産の機種別のシェアは、図1を見ると、情報関連機器が40%弱で最も大きく、ついで商業サービス機器、産業機械工作機械の各15%と続く。米国では輸送用機器27%、英国では自動車26%、ドイツでは車両53%となっており、欧米各国でのメインのリース資産が輸送用機器であるのに対して、日本では比較的リース単価の低いと目される情報関連機器がリースの主流である点に特徴があるといえる。

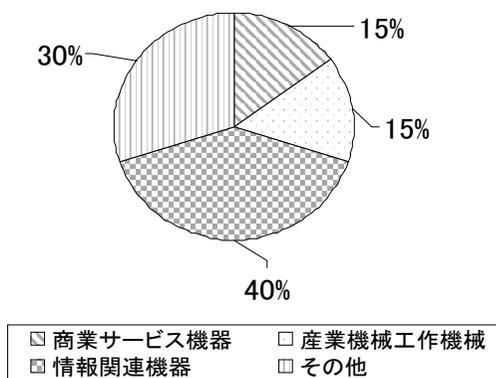


図1 日本のリース資産の種類別シェア

出所:野村(2006, p.1915)を参考にして作成

²² 野村(2006, p.1915)。

米国では一般にリース物件にかかる保守・管理、納税、保険等の業務は借り手が行うのに対して、日本ではファイナンス・リース形態であっても、管理などのサービスを付加した複合的な物品賃貸を借手に提供するビジネスモデルが一般的である。また固定資産税や動産保険の支払いも、所有権が移転しないタイプのファイナンス・リースであれば、貸手がおこなうことが多い。

3-2. 借手側の影響

前述のように、リース取引に関する企業会計基準第13号は、2008年度より適用された。これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引について従来認められていた賃貸借取引としての会計処理方法は廃止となり、売買処理に一本化されたのである。

このため、リース会計基準の改正によって、リース会社は大きな影響を受けたといわれていた。たとえば、2008年6月27日の日本経済新聞では、次のような記事が掲載されている。

「企業によるリース利用の落ち込みが鮮明になってきた。リース事業協会が26日発表した5月のリース取扱高は4,306億円にとどまり、前年同月に比べた減少率は21,8%と現行基準の集計を開始した1976年以降で最大となった。非製造業と中小企業の設備投資の落ち込みが響いたためで、国内経済の先行きなどを警戒する企業心理が反映したようだ。リース取扱高の減少は12カ月連続。資源高や輸出の落ち込みなど経営環境の悪化を受け、設備投資を手控える動きが広がりつつある。5月のリース取扱高の内訳を見ると、パソコンなど情報通信機器が23,9%減となったほか、事務用機器が20,8%減とそれぞれ4月より減少率が拡大した。リース取扱件数は17万8,354件と14,8%減った。また2009年3月期からのリース会計基準の変更をにらみ、対象となる大企業で利用を抑制する動きも一部あるようだ。この変更では基本的にリースで導入した設備を資産計上する必要があるため、リースのメリットが薄れる。5月の集計値は旧リース会計基準が適用される3月中の契約も含まれ、『会計基準変更の影響は今後強まる』（三菱総合研究所の後藤康雄チーフエコノミスト）との見方がある」²³。

この記事からわかるように、当時、世界同時不況の前ではあったにもかかわらず、

²³ 日本経済新聞社（2008）。

不況を予想し、企業（借手）は、リース設備投資を手控えている。そして、不況と共に、今回のリース会計基準の改正の影響も指摘されているのである。

リースの借手への影響を考える場合、所有権移転外ファイナンス・リースが売買処理に一本化されたことで、リース資産をオンバランスすることが、財務比率に影響を与えることは確かである。

しかし、証券アナリストや機関投資家などの合理的経済人を会計情報の利用者として想定すると、企業の経済的実質を投資者が透視しているならば、孔が述べているように、そのような数字上の影響は、すでに織り込み済みであると考えられることができる。ゆえに、セミ・ストロング・フォームで効率的な証券市場では、投資者は、借手がリース資産とリース債務をオンバランスしたからといって、そこに新情報を得るとは考え難いと思われる²⁴。

しかしながら、数字としての財務比率がリース会計基準の改正前と改正後で異なることから、たとえば、財務制限条項などにより企業（借手）の将来キャッシュ・フロー獲得能力に影響を与える可能性もあると思われる²⁵。この場合には、孔が述べているように、既知の情報であっても、その情報が経済実体に影響を与えるのならば、セミ・ストロング・フォームで効率的市場であっても、その情報は証券価格などに影響をもたらすこととなることは容易に推定できると思われる。また、証券市場がセミ・ストロング・フォームで効率的市場であっても、企業（借手）の経営者が、ナイーブな投資者を想定し、注記とオンバランスとでは、投資者に異なる情報提供になると考えるならば、財務比率の数字上の変化に意味があると考えられることになると思われる²⁶。

そこで以下の図2に、リース取引の借手としてのX社と、リース取引をしていないY社の貸借対照表を想定してみよう。

²⁴ 孔（2008a, p. 91）を参照されたい。ここでは、効率的市場仮説に基づいて所有権移転外ファイナンス・リース取引における借り手のリース資産とリース債務のオンバランス化について論じている。

²⁵ また、税制も同様に変更されていることから、企業の将来キャッシュ・フローの予測に影響すると思われる。

²⁶ 孔（2008a, p. 91）。

X社の貸借対照表

(資産)		(負債)	
現金	100	短期借入金	40
普通預金	80	長期借入金	60
土地	120	(純資産)	
		資本金	200

Y社の貸借対照表

(資産)		(負債)	
現金	50	短期借入金	120
普通預金	50	長期借入金	30
土地	200	(純資産)	
		資本金	150

図2 X社とY社の貸借対照表

両社の自己資本比率（〔自己資本／総資本〕×100）を計算すると次のようになる。

$$\text{X社の場合} : [(200) / (300)] \times 100 = 66\%$$

$$\text{Y社の場合} : [(150) / (300)] \times 100 = 50\%$$

自己資本比率は、高い方が好ましい。したがって、この時点では、X社の方がY社よりも、財務比率の数字は良いと考えられる。

次に、新しいリース会計基準が導入された後で、X社の財務比率がどう変化するかをみしてみる。

まず、X社が所有権移転外ファイナンス・リース（リース料110）を行っていたとする。このリース取引を行っていたX社は、従来は、リース資産およびリース負債を貸借対照表に、計上しなくてもよかった。そのため、これまでは、賃貸借取引として会計処理し、注記で開示していた。

しかし、新しい会計基準の適用により、借手（X社）は、リース料から利息（10）を差し引いた分（100）を資産（リース資産：固定資産）と負債（リース債務：固定負債）として計上しなければならなくなった。X社がオンバランスした後の自己資本比率は以下のとおりである。

X社の場合： $[(200) / (400)] \times 100 = 50\%$

これにより、X社の自己資本比率は、リース取引をしていないY社と同じ比率になってしまう。オンバランス後X社の貸借対照表を示すと図3のようになる。

X社の貸借対照表

(資産)		(負債)	
現金	100	短期借入金	40
普通預金	80	長期借入金	60
土地	120	リース債務	100
リース資産	100	(純資産)	
		資本金	200

図3 リース取引をオンバランス後のX社の貸借対照表

このように、リース会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンス・リースをリース資産とリース債務としてオンバランスすると、借手の財務比率は形式上悪化する。ここで、注意しなければならないことは、借手のリース資産のオンバランスにばかり注目してしまうが、財務比率を悪化させているのは、他でもないリース債務なのである。ここに、本来、リース取引のオンバランスの本質があるといつていいと考えられる。すなわち、桜井が以下の表4で明らかにしているように、所有権移転外ファイナンス・リースのリース資産の取得原価は、リース料総額の割引現在価値と関わりが深い²⁷。

表4 リース資産の取得原価

	所有権移転の取引	所有権移転外の取引
貸手の購入価額が明らかの場合	貸手の購入価額	貸手の購入価額と、リース料総額の割引現在価値のいずれか低い方
貸手の購入価額が不明の場合	借手の見積現金購入価額と、リース料総額の割引現在価値のいずれか低い方	

出所：桜井（2008，p.198）

もし、これまでの所有権移転外ファイナンス・リース取引を過去に遡ってオンバランス化するならば、借手の財務数値への影響は大きいと想定することができる。

²⁷ リース債務と時価会計の関係については、孔（2008b）を参照されたい。また、井上（2008）を参照されたい。

しかしながら、今回のリース会計基準の改正は、必ずしも、過去に遡ってオンバランスすることを義務付けているわけではないのである²⁸。すなわち、基準改正された年度からのリース取引のみに適用することができるのである。

たとえば、2009年7月14日の日本経済新聞をみると、次のような記事が掲載されている。

「リース取引を経済実態に合わせて財務諸表に反映させる新会計基準が、2009年3月期決算から導入された。資産負債として計上すべきリース取引の範囲が広がり、財務の透明性向上が期待できそう。ただ、新基準導入前に契約したリース取引は従来通り帳簿計上しない処理も認められたため、財務数値を比較しにくいとの声も出ている。・・・(中略)・・・今回、改正の焦点になったのは、リース物件の所有権が借り手に移転しない『所有権移転外ファイナンス・リース』と呼ばれる取引だ。実態は物件売買に近いものの、従来は法契約通り賃貸借取引として費用のみ計上する例外処理が認められてきた。ルール抜け穴になっているとの批判が多かったため、新基準では原則として売買とみなし資産負債を計上させる。・・・(中略)・・・過去分も含めて全取引を帳簿計上した企業は少数派。実務負担が大きいとして経済界が反発し、過去分は従来処理が容認されたためだ。・・・」²⁹。

このように、借手は、過去のこれまでの所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース期間の残存期間だけ、オンバランスしないで済むので、多くの借手は、2008年度に新しくリース取引を実施した分のみオンバランスすることになる。

こうした点から、合理的に推定すると、リース会計基準の改正は、借手の貸借対照表に影響していないと思われる。また、その場合、リース会社（貸手）の2008年度のリース取扱高にもリース会計基準の改正は影響しないと考えられる。

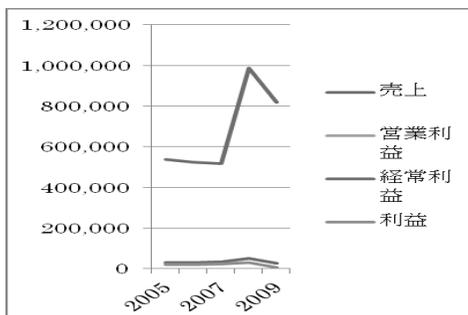
3-3. 世界同時不況とリース会社の業績

リース業界では、昨今のリーマンショックによる世界同時不況で、業績悪化に陥っている。こうした中で、リース会計基準の変更によるリース会社への影響を推定することは難しいと思われるが、以下に図4で、リース会社の中から5社を取り上げ、ここ数年の取扱高等の推移を示してみる。

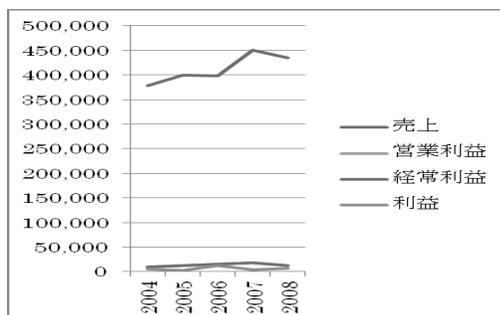
²⁸ 「リース取引に関する会計基準の適用指針」（第79項）。

²⁹ 日本経済新聞社（2009）。

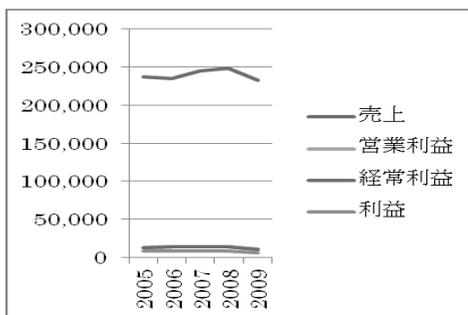
M 社



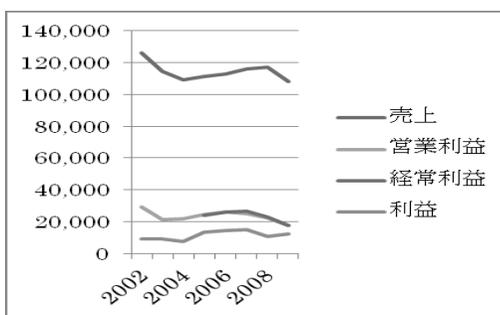
T 社



R 社



H 社



O 社

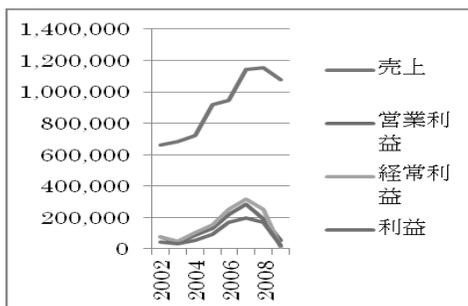


図4 リース取扱高の推移と景気の動向

出所：東洋経済新報社（2009）をもとに作成

5社の売上高（取扱高）を比較してみると、いずれも、リース会計基準が改正された2008年度に、大きく減少していることが、図4からわかる。このことは、一見、景気の悪化とリース会計基準の変更が共に影響しているかのように見える。しかしながら、図4を見ると、利益によって反映される景気のリース取扱高への影響が大きいことがよくわかる。

まず、M社について、2004年度と2008年度とは、共に原因は異なるが日本におい

て景気が悪化した時期に相当する。上記の図をみると、2004年度は、景気の悪い時期であることが、昨今の世界同時不況下の2008年度と同様であることが利益の数字からわかる。

もし、ここで、2008年度において、不況とリース会計基準のダブルパンチの影響があったとするならば、仮に、景気の影響が2004年度と2008年度で同じと仮定すれば、当然、2004年度の売上高（取扱高）よりも、今回の売上高（取扱高）の方が減少するはずである。しかしながら、2008年度の売上高（取扱高）は、むしろ、2004年度当時よりも、より多いことが見られる。これは、リース会計基準の変更の影響がダブルパンチになっていないことを示唆している。

また T 社と R 社を見ると、T 社と R 社の2004年度と両社の2008年度の売上高（取扱高）を比較すると、M 社と同様の結果が見ることができる。ここでもダブルパンチの形跡をみることができない。

最後に、O 社と H 社を見てみると、2004年度と2008年度の売上高（取扱高）と景気（利益）の推移から、H 社の2004年度の売上高（取扱高）に対して2008年度の売上高（取扱高）と若干減少していることから、ダブルパンチの影響を微かに推定することができるが、O 社の2004年度の売上高（取扱高）に対して、2008年度の売上高（取扱高）では、全くダブルパンチの跡が見られない。

以上のことから、リーマンショックによる世界同時不況と日本のバブル崩壊後のリース会社の売上高（取扱高）の比較から、ほとんどのリース会社において、リース会計基準の改正影響によるダブルパンチが見られない（見られても H 社において微かにある程度である）ことがわかる。

通常、新聞記事では、不況期の2008年度と好況期の2007年度の売上高のみを比較して、リース会計基準と不況のダブルパンチを示唆しているが、実は、今まで示してきた5社の売上高（取扱高）と利益（景気動向）から判断すると、リース会計基準の改正によるダブルパンチは見られず（見られても H 社において微かにある程度である）、日本のリース会社は、世界同時不況のみから、売上高（取扱高）が減少したと考える方が正しいと思われる。

また、野村は、リース会計基準の改正後の影響について、リース会計基準改正前に予測しているのであるが、これを見てみることにしよう³⁰。

³⁰野村（2006，p. 92）。

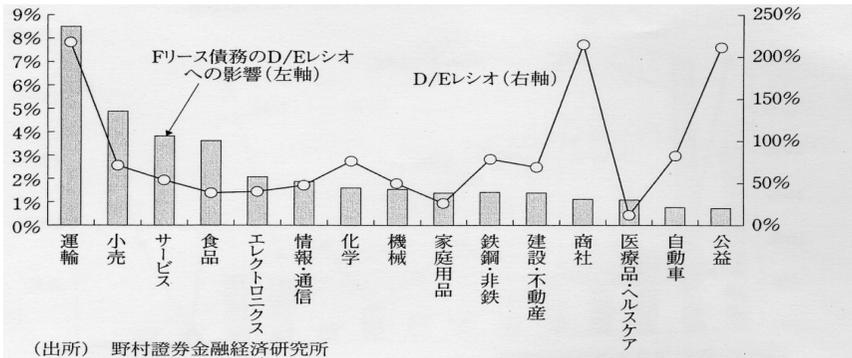


図5 業種別のファイナンス・リース債務の負債資本比率に与える影響

出所：野村（2006，p.1916）

野村は、リース会計基準による改正の影響について事前に分析し、予測している³¹。そこではまず、借手への影響を見ている。借手への影響としては、前述のようにリース資産とリース負債を両建て計上することによる負債資本の悪化を指摘している³²。

図5は、業種別のファイナンス・リース債務の負債資本比率にリース会計基準の改正が与える影響を示している。この図からわかるように、負債資本比率の悪化の影響度合いは、どの業種も10%未満に過ぎない。

このことから野村は、リース会計基準の改正による借手への影響はあまりないと示唆している。

次に貸手のリース企業に対する影響であるが、野村によると図6にあるように、企業規模別のリース売上高（取扱高）の推移では、中小企業向けリース取引（3.9兆円，49%）が市場全体のおよそ半分を占めている。

この点において、企業会計基準適用指針第16号で、リース契約が300万円以下の場合に、賃貸借処理を認めていることは、リース会計基準の改正の影響力を弱めると指摘している³³。

³¹野村（2006，p.1916）。

³²前節では自己資本比率で説明したが、同様の内容である。

³³「リース取引に関する会計基準の適用指針」（第34項（3））。

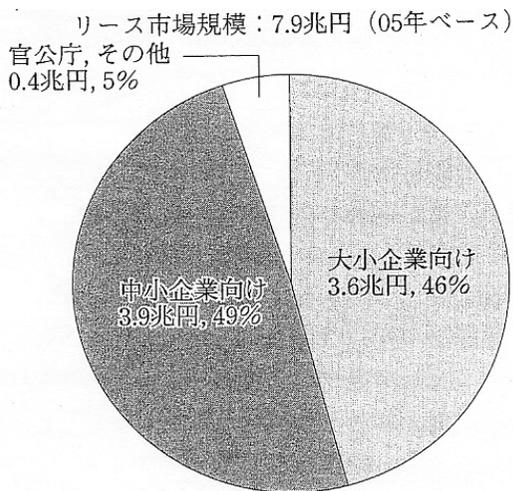


図6 リース市場の内訳

出所：野村（2006, p. 1918）

中小企業向けのリース取引の平均単価は約230万円と推定されている。したがって、300万円以下なので、リース会社もリース会計基準の改正の影響をほとんど受けないと考えられる。

一方、大企業の場合、今回のリース会計基準の変更によって、所有権移転外ファイナンス・リースのメリット（財務比率など）が失われたと借り手企業の経営者が考え、リース取引から実際に資産を購入する自己所有への切替えをする可能性もある。したがって、大企業向けの300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リースの減退こそが、予想されるリース会計基準の改正のリース会社への影響なのである。しかしながら、その減退の割合がそれほど大きくないことは合理的に推定される。

このように、野村は、リース会計基準の改正が適用される前に、日本のリース業界の実状を把握し、その影響がほとんどないことを予想しているのである。

日本では、この予想が、実際にリース会計基準が改正され適用された2008年度のリース業界の業績悪化となんら矛盾しないと考えられる。なぜなら、今回のリース業界の低迷の大きな要因は、リース会計基準と世界同時不況とのダブルパンチというよりも、不況による設備投資の減少や貸倒れに主に起因していると解することができるからである³⁴。

³⁴ ここでの分析は、孔（2010）と同様の結果になっている。

4. 財務諸表の理解可能性と投資者の合理性

前述のように、今回のリース会計基準の改正は、形式的なもので骨抜きにされた基準改正と考えることができる。したがって、リース業界にもまた借り手にも影響のない基準改正であったと思われる。しかしながら、他面、投資者の理解可能性と合理的意思決定を考えると、今回のリース会計基準の改正は、従来のリース会計基準と税制による、会計基準における原則売買処理と税制における賃貸借処理という異なる内容によるダブルスタンダードから、共に、売買処理という一本化へと進展したものであり、実質優先主義をより進めた内容といえる。これは、財務諸表を見て分析する立場からは、理解しにくい基準から理解しやすい基準への改正と考えることができる。ゆえに今回の改正は、機能的固定に代表される非合理的な投資者には有用な内容であると思われる。

機能的固定とは、Ijiri et al.によると、もともと心理学上の概念である。人が過去に経験した事象や学習を通じて、ある用語がある意味を持つことをひとたび学ぶと、そのことに捉われてしまって、その用語が違った意味で使われても、その事実には気づかずに従前と同じ意味づけをしてしまうことをいう³⁵。

よく会計方針の変更の場合に、例えば、棚卸資産の評価方法として先入先出法から総平均法へ変更されたならば、会計利益の意味が変化していることになる。これまでの会計では、それを注記で明らかにしてきたのである³⁶。その際に、合理的な経済人ならば、注記を読み分析し、その変化に気づくのであるが、機能的固定をしている非合理的な投資者の場合、その変化に気づかず、会計方針変更前と同様に解釈して会計利益数字を分析してしまうことになる。

この機能的固定は、近年、正統派経済学に台頭してきている行動経済学で、人間の非合理性の一つとして述べられる、ヒューリスティクス的一种と考えることができる。

友野によると、人間の情報処理プロセスは直感的部分と分析的部分によって形成されており、古代の哲学者によって既に認識されている³⁷。これは、多くの哲学者や思想家が論じたテーマであり、今日では、二重プロセス理論と呼ばれる。

³⁵ Ijiri et al. (1966)。

³⁶ 会計基準の改正で今後は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)により、会計方針の変更は過去に遡及することになる。

³⁷ 友野(2006, pp. 93-94)を参照されたい。

この二重プロセスとは、友野によると、人間が有している二つの情報処理システムのことであり、一つは、直感的、連想的、迅速、自動的、感情的、並列処理、労力がかからない等の特徴を持っているシステムである。このようなシステムは、システムⅠと呼ばれる。一方、もう一つは、分析的、統制的、直列処理、規則支配的、労力を要するといった特徴を有するシステムで、システムⅡと呼ばれる。

すなわち、「システムⅠは一般的な広い対象に適用されるシステムであり、人間と動物の両方が持っている。システムⅡはシステムⅠよりずっと遅れて進化した人間固有のシステムであると考えられている。標準的経済学が前提としている経済人というのは、システムⅡだけを備えた人間であることができる。しかもすばらしく高性能なシステムⅡを。」³⁸

企業の外部利害関係者である投資者が市場の効率性が前提としている合理的経済人ならば、もしも、改正前のリース会計基準のように、原則、売買処理で、例外として賃貸借処理にして注記する場合、利益等に対する影響額が注記されたならば、ここでいうシステムⅡによって、注記を分析することで、正確な期間比較をおこなう等を行うことによって、合理的な意思決定を行うことになると考えられる。

一方、行動経済学で想定している経済人は、かような合理的経済人ではなく、異なる情報処理プロセスをとると考えられる。

それが、ヒューリスティクスなのである。

Kahneman 及び Frederick は、ヒューリスティクスによる判断は、システムⅠによって直観的になされていると指摘している³⁹。これは、合理的経済人とは異なる経済人の特徴であり、前述の機能的固定もこのようなヒューリスティクスによって生じると考えられる。

しかしながら、このヒューリスティクスという特徴から、会計基準の改善点が浮かび上がる。前述のシステムⅠとシステムⅡの関係でいえば、システムⅠだけで意思決定した結果とシステムⅡまで熟慮して決定したものが同じであるならば、むしろ、ヒューリスティクスによる判断に合理性をもつことも可能といえるだろう。

³⁸ 友野 (2006, p. 94)。

³⁹ 代表性ヒューリスティクスとは、ある集合に属する事象がその集合の特性をそのまま表わしているという意味で、代表していると考えて、頻度や確率を判断する方法である。また、利用可能性ヒューリスティクスとは、ある事象が出現する頻度や確率を判断する時に、その事象が生じたときと容易にわかる事例を思い出し、それに基づいて判断することである。詳しくは、Kahneman and Frederick (2004) を参照されたい。

その場合、重要になるのが、会計情報を含む企業の情報の役割といえるだろう。ヒューリスティクスを想定すると、その情報の伝達方法や伝達様式によって異なる意思決定の結果になると予想できる。その場合に、理解しやすい会計情報ということは、ヒューリスティクスしがちな経済人をより合理的な意思決定へと導くことになるだろう。

改正後のリース会計基準では、会計基準と税制という従来のような大きく異なるダブルスタンダードではなく、共に、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理に一本化している。この改正は、ヒューリスティクスの傾向のある非合理的な経済人の投資意思決定をより合理的な方向に向かわせることになるだろう。また、効率的市場で前提とする合理的経済人にとっても、リースの実質優先主義を考える場合、従来の、大きく異なるダブルスタンダードでは、賃貸借処理としての税制を実質と見るのか、それとも、原則、売買処理を実質と考えるのか、何をもって実質優先と判断すべきか理解に苦しむ側面が無きにしてもあらずであった⁴⁰。それが、今回のリース会計基準の改正によって、両者が一本化したことにより、実質優先主義がより克明になったといえよう。

さすれば、今回のリース会計基準の改正は、形の上では、証券市場をより効率的な市場へと変貌することになると思われる。

5. リース会計のこれからの方向性

日本のリース会計基準は、国際的な会計基準の動向に対応して、コンバージェンスという形で、足並みを揃えてきている。

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board :IASB という）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board:FASB という）は2009年3月19日に「リース：予備的見解」（Discussion Paper であることから、以下「DP」とする）をそれぞれ公表している。この DP の中では、新しいリース会計の方向性が示されている。それは、「使用権モデル」というリース会計の新しいモデルである。この使用権モデルは、借り手によるリース物件の使用権の取得に注目するものであり、借り手がリース物件をリース期間にわたり使用する権利を資産に計上し、使用権に対するリース料の支払義務を負債に計上するということを

⁴⁰ リース会計基準の実質優先主義から考えれば、売買処理が実質を表していると考えられる。

意味する⁴¹。

DP では、現行のリース会計基準には大きな問題点がある。として、次の諸点を指摘している。

- (a) 注記情報の信頼性⁴²
- (b) 比較可能性⁴³
- (c) 恣意的な分類⁴⁴
- (d) 判断の困難性⁴⁵
- (e) 概念的な欠陥⁴⁶

この中でも (c) と (d) は、改正された日本のリース会計基準においても、なお大きな問題と考えられるだろう。

それでは DP が述べている、リース会計の新しいモデルについて見ていこう。リース資産の点であるが、借り手は、リース契約により、リース期間にわたるリース物件を使用する権利を得る。DP においては、この使用权により、使用权資産を認識することになる。

使用权とは、リース契約によって創出された法的拘束力を有する権利であり、借手がリース期間にわたり支配しているものであることから、貸手から借手に対するリース物件の引渡しという過去の事象から生じ、リース期間中のリース物件の使用から将来の経済的便益が借り手に流入すると想定するのである。

ゆえに、この新しいアプローチは、リース物件の使用权の取得に着目して、使用

⁴¹ IASB と FASB は、貸し手についても使用权モデルの適用を提案しているものの、DP では使用权モデルを貸し手に適用する場合の2つの考え方が示されているにすぎない。

⁴² 投資家などの財務諸表利用者は、オフバランスの資産と負債について、財務諸表の数値を修正し、リース契約の影響を損益計算書上に反映させるが、注記情報では信頼性の高い修正をするには不十分である。

⁴³ ファイナンス・リースとオペレーティング・リースが存在することは、類似した取引に非常に異なる会計処理がなされ得るため、財務諸表利用者の比較可能性が低下している。

⁴⁴ 特定のリース分類が実現できるように取引を仕組む機会を提供している。リースがオペレーティング・リースに分類されたならば、借り手はオフバランスの資金源を手に入れることになる。

⁴⁵ ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの間の線引きは困難である。そのため、リース会計基準は主観的判断と数値基準を混合して使用しているが、その適用が難しい。

⁴⁶ IASB と FASB の定義を満たす資産（リース使用权）・負債（リース支払義務）がオフバランスとなっているなどの概念的な欠陥がある。

権モデルを採用し、すべてのリース取引（ファイナンス・リースのみならず、オペレーティング・リースも）に対して、借手が使用権資産を資産に計上することを求めるのである。

次、リース資産の点である。借手は、リース契約によってリース期間中にリース料の支払義務を負う。DP では、支払義務に基づいて、リース料支払義務を認識することになる。すなわち、リース料の支払義務は、リース契約によって創出された法的拘束力を有する現在の義務であることから、この義務は、貸手から借手に対するリース物件の引き渡しという過去の事象から生じ、この義務により経済的便益の流出がもたらされると考えられることから、負債に該当する。

IASB と FASB における、リース会計の今後の方向性は、使用権モデルに向っているように思われる。このような国際的な会計基準の動向は、遅かれ早かれ、日本のリース会計にも影響を及ぼすものと思われる。

茅根にしがって、こうしたリース会計の動きを示すと以下の表5のようになる。

表5 リース会計基準の現在と新しいモデル

	現行アプローチ (IAS17, SFAS13)		ニューアプローチ
(分類)	(判定基準)		
所有権移転 ファイナンス・ リース取引	所有権移転基準 割安購入選択権 基準 特別仕様基準	割賦購入取引との経済的実質性 (= 拡大割賦購入説) 実質優先思考に立脚 ①リスク・経済価値アプローチ	使用権資産 (財産使用权) の取得及びリース料支払義務の発生 概念フレームワークにおける資産・負債の定義 (認識規準)*との整合性
所有権移転外 ファイナンス・ リース取引	経済的耐用年数 基準 現在価値基準	「資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的移転」 ②支払リース料の現在価値による測定 (= 即時現金払価額)	[PP (一部 SR)] ①資産・負債アプローチによる単一の会計モデルの採用 (使用権モデル) ②構成要素アプローチの採用 ③公正価値による測定
オペレーティング・リース取引	上記の判定基準を充足せず	オフバランス	[DP] ①資産・負債アプローチによる単一の会計モデルの採用 (同上) ②構成要素アプローチの棄却 ③支払リース料の現在価値による測定 (= 公正価値の近似値)

出所：茅根 (2009, p. 26)

7. おわりに

現行のリース会計基準では、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分かれ、ファイナンス・リース取引は、所有権移転も所有権移転外も共に借手において、売買処理になり、オンバランス化している一方、オペレーティング・リース取引は、賃貸借取引として会計処理されている。このオペレーティング・リース取引の中には、解約不能なものがあり、ファイナンス・リース取引との線引きが難しいものもある⁴⁷。

もし、オペレーティング・リース取引が借手において売買処理となりオンバランス化するならば、これまでの方向性と同様に、財務諸表は一面理解しやすいものになるに違いない。そして機能的固定のようなヒューリスティクスという誤った投資意思決定を防止することができるだろう。しかしながら、実質優先主義を考えると、かような会計処理が実質を反映しているかどうかは何よりも考察しなければならない課題といえよう。

なぜならば、実質を離れて、理解しやすくなっても何も意味をなさないからである。

(参考文献)

(外国文献)

FASB, *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 13: Accounting for Lease*, FASB, 1976. (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985年) .

IASB, *Discussion Paper, Leases: Preliminary Views*, IASB, March 2009.

IASC, *International Accounting Standard No. 17 (Revised) : Lease*, IASC, 1997.

Ijiri, Jaedicke and Knight "The Effect of Accounting Alternatives on Management Decisions," in R. K. Jaedicke, Y. Ijiri and O. Nelsen eds., *Research in Accounting Measurements* (AAA, 1966) , pp. 186- 199.

Kahneman, D., & Frederick, S. Attribute substitution in intuitive judgment.

⁴⁷ 「リース取引に関する会計基準」によると「オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない」(第22項)。

In M. Augier & J. G. March (Eds.), *Models of a man: Essays in memory of Herbert A. Simon*. (2004) (pp. 411-432). Cambridge, MA: MIT Press.

McGregor, W. ed, *Financial Accounting Series, Special Report, Accounting for Leases: A New Approach—Recognition by Leases of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts*-, FASB, 1996.

Nailor, H and Lennard, A., *G4+1 Position Paper: Lease: Implementation of a New Approach*, IASC, 2000.

(日本文献)

依田高典『行動経済学 感情に揺れる経済心理』中央公論新社, 2010年。

井上雅彦『リースの会計税務 第2版』日本経済新聞出版社, 2007年。

井上良二『新版 財務会計論』税務経理協会, 2008年。

孔 炳龍「リース会計についての一考察—効率的市場仮説からのアプローチ—」『駿河台大学論叢』第36号, 2008年 a, pp. 81-97。

孔 炳龍「リース資産と減損会計に関する一考察」『駿河台経済論集』第18巻第1号, 2008年 b, pp. 25-41。

孔 炳龍「リース会計基準の国際化に関する一考察—リース会社の業績への影響について—」『経理研究』第53号, 2010年/WINTER, pp. 198-209。

桜井久勝『財務会計講義』中央経済社, 2008年。

茅根 聡『リース会計』新世社, 1998年。

茅根 聡「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容—リース・デイスカッション・ペーパーの提案を中心に—」『リース研究』第4号, 2009年, pp. 1-29。

東洋経済新報社『会社 四季報』東洋経済新報社, 2009年秋号。

友野典男『行動経済学 経済は「感情」で動いている』光文社, 2006年。

日本経済新聞社「リース取扱高21%減 設備投資減少響く 落ち込み過去最大」『日本経済新聞』2008年6月27日。

日本経済新聞社「リース取引の資産負債計上 財務数値比較しにくく」『日本経済新聞』2009年7月14日。

野村嘉浩「投資家からみたリース会計基準のあり方」『企業会計』第58巻, 第12号, 2006年, pp. 1915-1919。

(会計基準等)

企業会計基準委員会「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)2007年。

企業会計基準委員会「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)2007年。

企業会計基準委員会「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)2009年。